

法制・基本問題小委員会（第6回）における主な意見の概要

1. 著作物等の保護期間の延長

（関係団体からの意見）

【総論・延長の対象について】

- デジタル・ネットワーク化の進展により著作物の創作・流通・利用は国境を越えて行われているため、米国や EU 等との国際的な制度調和の観点から、保護期間の延長を歓迎する。（日本音楽著作権協会、日本書籍出版協会、学術著作権協会、日本写真著作権協会）
- TPP 協定に基づき著作物の保護期間が延長される場合は、映画の著作物の保護期間を公表後95年に延長することを強く要望する。原作の保護期間（延長後は平均99.8年）と比べ映画の保護期間（70年）は著作者の生存期間の分だけ実質的に短いので、この不均衡を是正すべき。（日本映画製作者連盟・日本映像ソフト協会・日本動画協会）
- 保護期間の延長により、費用負担をして過去のレコードを商品化することへのインセンティブが働き、結果としてレコードを通じた音楽の継承、発展に寄与できる。レコードについても保護期間の延長を要望する。（日本レコード協会）
- 国内法を改正する際は著作隣接権者である実演家、レコード製作者と放送事業者とが平衡した取扱いとなることを要望する。（日本民間放送連盟）
- 保護期間の延長は、わが国の優れた著作物がより長期間の保護を享受できるというメリットがある一方、権利者不明著作物の利用が困難な期間が長期化するというデメリットの可能性もある。域内の制度調和の観点からは統一的な著作物の保護期間を定めることに反対はしないが、デメリットも考慮して裁定制度の見直しやその他の合理的な方策を合わせて検討すべき。（日本知的財産協会）

【延長する際の制度設計について】

- 著作権保護期間の延長は、①著作権使用料の巨額の対外赤字を拡大させる可能性が高く、②大多数の遺族の収入増加にはつながらず、③権利者不明著作物を増大させ作品死蔵のリスクを高めるなど、メリットがなく、④米国議会著作権局長が期間短縮を提案するなど長期化への批判が高まる国際情勢に反している。以上から、保護期間の延長にあたり死後50年、公表後50年の経過以前に著作権登録がされることを条件に著作物を延長保護する制度を提案する。作品が長期に活用されている権利者に十分な保護を与えつつ、他の著作物については相続に伴う孤児著作物化を防ぐことができる。（think TPPIP、インターネットユーザー協会、電子情報技術産業協会）
- 著作権の保護期間が満了するまで経済的価値を持つ作品はごく少数。少数の作品の保護のために保護期間を延長することは公正な利用の側面から問題。仮に保護期間の延長を受け入れるとしても、過去の著作物について最大限柔軟な利用を許す法的枠組みが必要。①保護期間延長の対象をこれから創作される著作物あるいは現在存命の著作者に限ること、

②少なくとも1923年（大正12年）以前の著作物はすべて、1945年（昭和20年）以前の著作物は登録の申し出がなければ、パブリックドメインとすること、③翻訳権十年留保規定で翻訳可能な著作物の利用に関し、翻訳権及び翻案の定義の明確化、が望まれる。（青空文庫）

【戦時加算について】

- （仮にサンフランシスコ平和条約の修正によることができなくても、）政府としては戦時加算制度に関する各国間での協議を積極的に進め、実質的に戦時加算が解消される方向で動いてほしい。（日本音楽著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会）
- 保護期間の延長は戦時加算の解消が確約された後にすべき。（インターネットユーザー協会）

【権利者不明著作物等の利用円滑化策について】

- 保護期間の延長に伴う孤児著作物の増加に対応した、権利者不明著作物の利用に関する裁定制度の見直し、ライセンス体制の構築等の利用円滑化策の検討を今後深めていく必要がある。（日本経済団体連合会、日本知的財産協会、日本民間放送連盟）
- 保護期間の延長により、作品の利用許諾が今以上に困難になり、著作物の利用・流通が阻害されることを強く懸念する。孤児著作物の問題も含め、著作物等の利用・流通を阻害しないための方策を並行して実施すべき。（電子情報技術産業協会、日本放送協会）
- 著作権者不明著作物の増加が予測されるので、図書館が取り組むアーカイブ事業において保護期間を確認する作業の増加が予測される。権利制限や保護期間の例外等の検討をお願いしたい。（日本図書館協会）
- 保護期間の延長により孤児著作物の増加が予想されるため、これに対応した利用円滑化策に関して、団体として積極的に対応していく。（日本音楽著作権協会、日本書籍出版協会、日本文藝家協会、学術著作権協会、日本写真著作権協会）
- 権利者不明著作物の利用を円滑に進めるうえでは、従来の裁定制度に代わる新たなシステムが必要。しかし、権利制限の拡大やフェアユースのような、権利者不明の作品であるか否かにかかわらず著作者の権利を制限するような形ではなく、権利者の権利を守りながら、利用者の立場を考慮したより簡便なシステムでなければならない。（日本文藝家協会）

【その他】

- 改正法施行時にすでに保護期間が満了している著作物について遡及して保護期間が延長されることはないということについて、十分な周知徹底をしてほしい（日本経済団体連合会）

（委員からの意見）

【延長する際の制度設計について】

- 著作物の登録を条件として求めるという意見について、著作物は特許や商標と異なり

日々生まれており、膨大な登録数となるので、日本の登録制度が成り立つのか疑問。

【戦時加算について】

- 戦時加算の問題をどうするか明確にすべき。二国間の協議によって私人である国民の権利行使を制約できるものなのか疑問であり、英仏など連合国の中には TPP に参加していない国もあり、それらの国の保護期間が延長される可能性もあるので、先決問題として解決すべき。平和条約の義務として著作者が平和条約発効後に亡くなった場合の著作物まで戦時加算しなければならないかは疑問であり、平和条約を修正するまでもなく連合国特例法を現時点で廃止することも可能なのではないか。
- 戦時加算は TPP 協定締結と併せて講じるべき措置となりうると考える。戦時加算の有無や長さの算定は、著作物ごとにその作成時期や権利の帰属を確定させなければならず、極めて複雑であることが問題。単に CISAC 決議のように国民に権利行使しないことをお願いするものでは利用者が安心できない。
- 連合国特例法の廃止ないし大幅な見直しができるように理解を得るべく交渉すべき。その際には日本が平和条約上負っている義務の内容の範囲について慎重に検討する必要がある。平和条約上、連合国民以外の著作物について戦時加算してはいけないという義務を負っているわけではないので、フランスやベルギーの例と同様、平和条約上の義務を害することなく戦時加算を解消できる余地は十分にある。過去に保護期間を 30 年から 50 年に延長した際は、条約に対する前提理解に誤解があったのではないか。
- 解決できるか否かは別として、TPP に関連する論点として戦時加算の問題も併せて考慮せざるを得ないのではないか。

【権利者不明著作物の利用円滑化策について】

- 孤児著作物に関する裁定制度の見直しのタイミングは、同時の対応が望ましく、できるだけ早い段階で行うべき。裁定制度の利用件数は徐々に増えてきているが極めて少ない。より使いやすい制度を作り、しかも供託金を国庫に返すのではなく著作者全体の利益に資する使い方ができる制度となるよう検討すべき。
- 保護期間の延長に伴い孤児著作物は増えるため、TPP と同時にできるかは別としても、その利用円滑化のための（裁定制度の）運用改善を進めるとともに、並行して法制的な問題の検討も進め、トータルとしてのバランスを図っていくことが必要。

【放送事業者の権利の取り扱いについて】

- TPP への最小限の対応をするということであれば、TPP で求められていない放送事業者の保護期間は延長しないことが望ましいような気もする。一方で、（日本レコード協会の発表において）レコードの保護期間の延長は文化の継承、発展のために過去のレコードを費用負担して商品化する際にメンテナンスのインセンティブになるという議論があった。放送事業者についても保護期間の延長により過去の放送番組を活用するときのインセンティブを与えるということも考えられるのではないか。

【施行日等について】

- 施行日をいつにするかという点は過去の例に鑑みて慎重に検討すべき。
- 来年改正法が施行するとした場合、今年保護期間が切れるものと来年切れるもので不公平感が出るので、そのための暫定的に保護期間を延長する措置をとるべきかについても検討が必要。

2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化

(関係団体からの意見)

【総論・意義】

- 著作権等侵害の非親告罪化は悪質な海賊行為等、社会・経済秩序を乱す行為に対しては有効。(日本書籍出版協会、日本音楽著作権協会、日本書籍出版協会、コンピュータソフトウェア著作権協会、日本経済団体連合会、日本知的財産協会、学術著作権協会)
- 反社会的勢力による海賊版の流通に対しても非親告罪化は有効と考える。(日本音楽著作権協会)
- 侵害に対する告訴期間がなくなるほか、告訴状を作成するコストの削減という効果も期待できる。(コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 権利者が告訴不要と判断しているものを起訴・処罰する必要性、正当性に疑問。二次創作行為、ゲーム実況、「歌ってみた、踊ってみた」、コスプレなどの各種ユーザー発信文化、さらにビジネス、研究、福祉分野での軽微な利用など、これまで権利者が問題視せずに行ってきた利用を萎縮させるおそれ大きい。(thinkTPPIP、インターネットユーザー協会)
- 国内法を改正する際は著作隣接権者である実演家、レコード製作者と放送事業者とが平衡した取扱いとなることを要望する。(日本民間放送連盟)【再掲】

【非親告罪とする範囲について】

- 二次創作は描くことへのハードルを下げ、日本のクリエイターの裾野を広げている。二次創作文化が生んだ日本独自のエコシステムはコンテンツホルダーにも有益であると考えている。非親告罪の範囲を、本来の目的である海賊版対策等、必要最小限に絞り、将来の名作・クリエイターの芽をつぶさないよう自由な創作活動ができる現状の維持をお願いしたい。(コミックマーケット準備会)
- 商品として提供されているものと実質的に同一のものを無許諾で複製・公衆送信等する侵害行為を非親告罪化の対象とするべき。(日本レコード協会)
- 映画作品をそのままデッドコピーするなど、極めて悪質な行為を非親告罪の対象とすれば十分である。(日本映画製作者連盟)
- 非親告罪の対象は、社会秩序もしくは経済秩序に重大な影響をもたらすような悪質なものに限定し、二次創作を萎縮させることがないようにするなどの配慮をしてほしい。(日本書籍出版協会、コンピュータソフトウェア著作権協会、日本経済団体連合会、日

本知的財産協会、日本写真著作権協会)

- パロディーに対してはある程度寛容な態度で臨み、原作者の経済的損失が明確な場合にのみ摘発するといった条件づけが必要。(日本文藝家協会)
- 非親告罪化の対象を海賊的利用対策に限るべく「原作のまま」「複製」することに限定し、TPP 協定の定義による「商業的規模」の侵害であって原著作物の市場での収益性に重大な影響がある場合のみに対象を限定するべき。これにより、集中的に悪質な海賊版対策を行えるとともに、社会の各種活動の萎縮を防止できる。(thinkTPPIP、インターネットユーザー協会)
- 「原作」の考え方としては、市場における収益性の期待できる作品が対象ということと考えられる。既に市販している作品、市販が十分可能な作品を対象を限定するということも可能なのではないか。(thinkTPPIP、インターネットユーザー協会)
- 表現の自由を侵害する等の懸念があることから、対象を海賊行為のための複製に限定し、商業上の多大な利益のために行われるものに限定するなど具体的かつ明確な定義付けが必要。(日本放送協会)
- 創作・表現行為が委縮しないよう、非親告罪化の対象は、デッドコピーやそれに準じたものに限定するなど、著作権侵害に該当するか否かの判断が困難な場合に刑事告訴される可能性が生じないようにされたい(電子情報技術産業協会、日本民間放送連盟)
- 協定上の要件である「商業的規模」や「市場における原著作物の収益性に大きな影響を与えない場合」を制度化するに当たっては、どのような場合に非親告罪になるのかが明確になるようにする必要がある。(日本音楽著作権協会)
- どのくらいの量の利用が「商業的規模」に該当するかについては、出版物は 100 万部を超えるベストセラーから 1000 部に満たない小さなマーケットのものまで様々であるので、具体的な数による線引きは難しい。(日本書籍出版協会)
- 商業的に大きな損害、原作者への大きな不利益をきたす場合を除いて、累犯もしくは複製権の侵害においてのみ非親告罪を適用するなどの措置をお願いしたい。(日本写真著作権協会)

【対象とする支分権侵害の範囲について】

- 現状ではインターネット上に違法コンテンツが蔓延しているため、(複製だけでなく、)ファイル共有ソフト等を通じた海賊版の頒布(公衆送信)にも権利行使ができる制度としてほしい。(日本音楽著作権協会、日本レコード協会)
- 対象を複製に限定すべき。(thinkTPPIP、インターネットユーザー協会、日本放送協会)

【運用上の配慮等について】

- 非親告罪化がなされた場合、表現行為に対して行政機関や捜査機関による捜査等が現在よりも容易に行われるようになるのではないかと懸念がある。運用にあたっては、権利者の意思等を確認するなど十分に配慮がなされるべき。(日本書籍出版協会、日本民間放送連盟、日本音楽著作権協会)

- 非親告罪化されても、起訴便宜主義と相俟って、実務上は権利者の意思確認が行われることが期待される。(日本レコード協会)
- 現実には、著作権侵害であることの判定には捜査段階から著作権者が関与せざるを得ないと想定され、権利者意思が全く働かないところで刑事手続きが進められるなど、利用者に過度な影響が及ぶものではないと考えられる。(コンピュータソフトウェア著作権協会)

(委員からの意見)

【非親告罪とする範囲について】

- 条文化は難しいが、海賊版などの一部のものは非親告罪としてよいが、コミケなどの二次創作まで入れるのは行き過ぎだというエッセンスについては概ねコンセンサスはあるのではないか。
- 商業用レコードのように市販される単位について海賊版を作成すること、あるいは原作のまま複製することを非親告罪とすれば、もっと縛りがかけられるのではないか。
- 非親告罪化の対象の範囲は、“piracy“, “willful“, “commercial scale“, 但書の4つの限定をうまく活用して限定的なものにすべき。“piracy“を「複製」と訳すと、譲渡が入らないという問題がある一方で、一部の利用であっても著作権法上の「複製」に当たるため音楽を映画にBGMとして利用することも複製に該当してしまい、“piracy“に該当するものが広くなりすぎるのではと懸念している。パッケージのデッドコピーを対象とするのであれば、それをうまく表現できるよう検討すべき。
- デッドコピーと翻案のどこかに線引きしなければならないが、立法技術としては難しい。
- 複製という支分権該当行為に限るのかどうかは問題。

【運用上の配慮等について】

- 刑事手続を進めるに当たり、著作者の意見を聞くなど、本人の意思を反映するような仕組みを何か入れ込んでいければよいのではないか。
- 立法化の際には、但書(非親告罪とする範囲を市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えるものに限定することができる旨の定め)を活用して、権利者の意向を確認するような構成要件にすることも考えられるのではないか。

3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(アクセスコントロール等)に関する制度整備

(関係団体からの意見)

- 現在、著作物へのアクセスを管理する方法として装置、認証技術を含むプログラム等様々なものが実装されており、著作権者の利益を適切に保護するためにはこうした技術的手段を回避する装置等の排除は急務。制度設計にあたっては、最近の技術動向も踏まえた適切な範囲とすることが求められる。また、回避行為についても制度整備が望ましいが、

権利者の利益を不当に害さないものについては適切な例外規定を定める必要がある。(コンピュータソフトウェア著作権協会)

- スクランブルの解除をする機器等が流通しており、これを用いた有料放送の無料視聴行為が発生している。不正視聴・不正利用を取り締まる規定の検討をお願いしたい。(日本ケーブルテレビ連盟)
- アクセスコントロールは正当なコンテンツビジネスを保護する上で1つの重要なツールとなっており、ビジネスを保護するために必要かつ適切な範囲で著作権法上の保護を付与することは有益。ただし、その範囲は公正なアクセスコントロールの回避を伴う産業活動を妨げない適切な範囲に設定すべき。(日本経済団体連合会)
- 著作物の違法利用を抑制する一定の技術的手段を保護する必要性があることは理解するが、目的にかかわらず一律に技術的手段の回避行為を規制の対象とすると、例えばより効果的に著作権を保護する技術的手段を開発する機会が失われる可能性もあり、社会にとっても弊害が大きい。技術開発目的や著作物の表現を享受しない利用の目的等、著作権の違法利用以外の目的で回避を行う場合は対象外となるよう、適切な例外規定が整備されるべき。(日本知的財産協会)
- アクセスコントロール等技術的手段に関する制度整備は、平成24年法改正において対応済みとの認識である。排他的権利に係る行為のみならず著作物の視聴や使用行為に対して大きく影響を及ぼすことを強く懸念する。著作権保護に名を借りたプラットフォーム保護という弊害が生じることのないような規制とするとともに、製品開発や研究開発の萎縮を招かないような適切な除外規定の整備をお願いしたい。(電子情報技術産業協会)
- 国内法を改正する際は著作隣接権者である実演家、レコード製作者と放送事業者とが平衡した取扱いとなることを要望する。(日本民間放送連盟)【再掲】

(委員からの意見)

- 結論としてあまり異論はない。著作権はもともとコピーライトを保護するものだが、アクセスも一部管理しないと著作権者の保護が十全なものとならないということであれば、権利者、利用者、事業者の間での利益調整をどのようにするのが良いかということが問題の中心となるのではないか。
- ヒアリングの中で今の法律で十分だという意見があったが、TPPにおいては日本が対応していない著作物の利用に関する保護を要求されており、新たな議論が必要。
- TPPにおける「効果的な技術的手段」では、現行著作権法や不正競争防止法のように特定信号と暗号化という技術に限定したのではなく、米国やEUのように、技術的手段を特定しないで保護することが求められているのではないか。
- 関係団体からは現行法で既に協定に対応できているという意見もあったが、機器の製造に関する刑事罰について対応しなければならないなら法改正が必要ということになる。
- 回避行為自体も禁止の対象としなければいけないが、どの範囲で例外規定を設けるのか、ゼロから考える必要がある。アメリカでは著作権局に例外を定める権限を授権してまで例外規定を慎重に定めている。また、権利制限の及ぶ範囲までもアクセスコントロールの回

避を禁止するののかについても検討すべき。

- 回避行為そのものについての刑事罰は慎重な議論が必要。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

(関係団体からの意見)

- 近年の世界音楽市場においては音楽配信の売上げとパッケージの売上げはほぼ同規模。レコード製作者に適正な対価還元がなされるよう、二次使用料請求権を付与することにより、放送事業者等が一定のルールに基づき配信音源を使用できる環境を整備することが期待される。(日本レコード協会)
- 商業用レコードの放送利用において、保護の対象となるレコード及び適用の対象となる放送サービスの範囲は、各国との間で現在の取り扱いが維持されることを要望する。(日本民間放送連盟)
- 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与に関しては、これまで使用実績がほとんどないため、今のところ影響はない。(日本放送協会)

5. 法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備

(関係団体からの意見)

【一定の制度整備を求める意見】

- 司法救済の実効性の確保、侵害の「やり得」の排除、将来の侵害の予防の観点から法定損害賠償等の導入は有効。著作権侵害行為は密室性が高く、小規模な侵害が多発する傾向にあり、一般の権利侵害以上に損害額の立証が困難。仮に立証できたとしても弁護士費用、裁判費用のほか相当の時間と労力を要し費用倒れに終わることや、訴訟の提起を断念することも少なくない。(日本音楽著作権協会)
- 実態調査等をした上で使用料規定に基づき算定した損害額を裁判に持ち込んでも、実際には得べかりし利益を下回る額しか認定されない。その点についてはどうかと思う。(日本音楽著作権協会)
- 書籍1点あたりの発行部数は一部のベストセラーを除いて多くても数千であるため、裁判で勝訴しても賠償額は小さく、弁護士費用を下回る例も見受けられる。そのような事態を予想して「泣き寝入り」するケースも散見される。このような事態を勘案し、民法の填補賠償原則にも即した形で相当な賠償が受けられる制度の整備が図られることを期待する。(日本書籍出版協会)
- 公衆送信権侵害事案の場合、ダウンロード数等の具体的な侵害事実が特定しづらいため、損害賠償請求訴訟の提起が躊躇されているという実情に鑑み、「侵害し得」をなくすため、著作権者の立証責任が軽減されるような制度整備を求める。(コンピュータソフトウェア著作権協会)

- 将来の損害に対して抑止効果が生じるような適切な制度整備を望む。(日本映画製作者連盟・日本映像ソフト協会・日本動画協会)
- 特にインターネットを利用した著作権等侵害においては、送信が自動的に行われるため、侵害者自身も送信回数等を把握していないことも多く、損害額の立証が困難な場合が少なくない。訴訟を提起しても、小規模な侵害事件ではコスト倒れになり「侵害し得」の状況が生じている。権利の実効性を確保するため、我が国の填補賠償原則に即した適切な形で損害が十分に補償されるような制度を整備すべき。例えば、損害の事実を立証した場合は、一定の合理的な額や基準に基づいて損害額を推定し、反証を許すことでバランスのとれた制度を構築することが考えられる。(日本レコード協会)
- 平成20年9月にワーキングチームに出した要望では、侵害回数が不明で本来の損害額がわからないため、過去の判例における損害賠償認容額の下限值を参考に、権利行使のために最低限必要な額、例えば調査費用や弁護士費用を補填する額を法定してほしい旨要望した。(日本レコード協会)
- 国内法を改正する際は著作隣接権者である実演家、レコード製作者、と放送事業者とが平衡した取扱いとなることを要望する。(日本民間放送連盟)【再掲】

【現行法との関係の整理、填補賠償原則との整合など慎重な検討を求める意見】

- 現行著作権法において賠償額の認定が少なく抑止効果として十分でないといった議論は把握できておらず、十分な抑止効果が得られていることから、法改正は不要と考える。(電子情報技術産業協会)
- 著作権侵害がインターネットなどを通じて容易かつ大規模に行える昨今、適切な損害賠償制度の構築は必要。ただし、すでに我が国には法定の損害賠償は存在していると考えており、TPPを受けた見直しについては、要否を含めて検討する必要がある。仮に何か見直しを行うとしても、懲罰的な損害賠償制度は我が国の不法行為体系になじまないと考えるので、現状の法体系との齟齬は避けてもらいたい。(日本経済団体連合会)
- 権利者に対して十分な額の賠償を行うべきという考え方は支持するが、我が国において不法行為における填補賠償原則が長年にわたって定着していることを考えると、損害の多寡にかかわらず一律に高額な賠償額を法定賠償額として定めることや、懲罰的損害賠償の制度を創設することは妥当ではない。114条各項は権利者が現実の損害額を立証しなくても一定の犠牲の下で十分な額の賠償を受けられるようにしたものであり、協定の義務を満たしていると考えられることもできるため、改正の必要性も含めて検討をお願いしたい。(日本知的財産協会)
- 法定損害賠償・追加的損害賠償の制度は権利者による泣き寝入りを減少させ、悪質な侵害の予防を期待できるメリットもある一方、特に米国型訴訟文化の急速な導入は賠償金の高額化と濫訴を招き、個人や企業活動の過度の自粛から文化・経済面での強みを減殺しかねない。114条1項ないし3項は「pre-established damages」に当たり、現行法改正は不要という判断は可能と考える。法定損害賠償等を導入する場合、米国・韓国法などに倣い、作品の登録制度を設け、登録後に侵害を行った場合を対象とすべき。また、シンガ

ポールやマレーシア法のように侵害抑止に必要な程度の上限額を1作品あたり及び総額について定めるとともに、多くの諸外国の例に倣い、行為の悪質性、警告後の侵害継続などの考慮要素を明記して賠償金の適用対象を明確化すべき（thinkTPPIP、インターネットユーザー協会）

- 填補賠償原則と矛盾する制度を導入すれば混乱が生じることを懸念する。TPP 協定上の義務は、「法で定める」ことが眼目であり、米国型の懲罰的な損害賠償制度の導入ではなく、実損を法で定めて立証責任を免除するなどの措置によって、現行制度との矛盾を生じないようにすべき（日本写真著作権協会）
- 新たに制度整備を行う場合、海賊行為などのうち悪質な場合を対象とするなど、これまでの著作物等の利用状況に著しい影響が及ばない制度設計を要望する。（日本民間放送連盟）
- 法定賠償金は、ファンに萎縮・自粛をもたらす。不安にさせないよう国内法整備を行ってほしい。（コミックマーケット準備会）
- 法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度の創設の検討においては、図書館活動が萎縮することのないよう制度設計をお願いしたい。（日本図書館協会）
- 青空文庫の運営にあたり過失による著作権侵害がないとは限らないので、単純な法定損害賠償制度が導入されれば、多額の賠償金を支払うことになり、文化的・学術的に過去の記録を保存公開していくプロジェクトは継続不可能になり、萎縮してしまう。公益性を持つ活動やアーカイブについては除外規定を盛り込むことが必要ではないか。（青空文庫）

（委員からの意見）

【現行法との関係について】

- TPP 協定上「法定の損害賠償」とは何を指すか、現行法 114 条等は「法定の損害賠償」に当たらないのか、という点をまずは明確にすることが必要。
- 「法定の損害賠償」は何かという点については、協定の解釈の余地は残っている。「法定の損害賠償」を、事実として立証できる損害（actual damages）について立証が難しい時に法的な操作を経て算出される損害、すなわち日本の民法学でいう「規範的損害」を意味すると解すると、現行 114 条 1 項、3 項や 114 条の 5 はこれに当たり、現行法上「法定の損害賠償」は既にあるというという理解には十分理論的な根拠がある。
- 多額の賠償によって将来の侵害を抑止するという機能は日本の損害賠償制度にない。そうすると、「法定の損害賠償」が民法 709 条の損害賠償の枠内のものであるのかという問題も含めて議論をしなければならなくなる。
- 114 条 3 項、114 条の 5 は、実際の損害について立証しなくても損害が認められるという意味で pre-established であると言え、「法定の損害賠償」に関する条約上の要求は十分満たしていると解釈する余地もありうるのではないか。「抑止」に当たるかについても、侵害をさせないようにするという意味と捉えれば、実効的な額の損害賠償を払わされるということも、刑罰に代替するようなものかどうかは別として、抑止にあたると考えられる。
- 114 条 3 項は改正して「通常」という文言を削除したので、普通のライセンスではなく

違反者に特別のライセンス料を科してもいいということになっている。それを抑止的な効果といえるなら、何も改正しなくてもいいのではないか。

- 協定の「権利者の選択に基づいて」という要件について、114条3項はよいが、114条の5では裁判所が認定する制度となっているため充足していないのではないか。

【制度整備の意義・内容等】

- 侵害が起きると、原告会社等は、弁護士費用だけでなく、本来の事業に費やすべきマンパワーを訴訟の資料作成等のために費やすこととなり、相当な機会費用、金銭的な損害も生じる。そうした費用は現在の填補賠償においても相当因果関係の範囲でとれるが、それをやりやすくするというのには意味がある。
- 填補賠償の範囲内でやるのか懲罰賠償等の領域に入るかで随分議論の困難性やフィージビリティが違ってくる。
- 条約上の要請として上限や下限といった数値が必要であるということになると、その額が現実の損害と乖離している場合、実質的には懲罰的な損害賠償という性格を帯びてくるので、我が国の法体系上認められない。アメリカ法上でも、実損と合理的な関連を欠くような法定損害賠償は、裁判上もデュープロセスの観点から問題となっている。
- 追加的損害賠償について判例からは、違法行為から不当な利得を得ようとしている場合には損害賠償の範囲を広く認めるという考え方は十分根拠があるので、例えば（114条の5の）相当な額を定めるときに、そうした主観的な態様を考慮した額を定めることができるというルールが追加的な損害賠償として入ったとしても理論的に見ても現在の法体系と不整合はきたさないと考えられる。
- 現行114条等で対応するという考えられるが、そのほかにも下限や基準を定めることや、裁定を受けずに侵害したのだから1万3千円を払うとすることとするなどいろいろな考え方があるので、それらを踏まえて検討するのが良いのではないか。
- 著作物の登録を条件として求めるという意見について、著作物は特許や商標と異なり日々生まれており、膨大な登録数となるので、日本の登録制度が成り立つのか疑問。登録制度を設けるなら、著作物を特定した上で系統的にアップロードすれば登録が完了するという形にしなければならないのではないか。そういうものを念頭に置くと、ナショナル・アーカイブ、特に国会図書館のアーカイブは登録に代わるものに発展する可能性があるのではないか。
- 法定損害賠償制度を利用するための条件として著作物の登録を求めることについて、TPP上何らかの留保条項がなければ、アメリカを含め各国はこのような制度を採用することはできないのではないか。

6. 立法時期・施行時期等について

（関係団体からの意見）

- TPP 知財条項には我が国の情報政策・文化経済に将来にわたって影響を与える条項が

少なからず含まれており、慎重な国内法対応が望まれる。前のめりな国内法先行は論外であり、TPP 発効以降に最新の国内情勢を踏まえた柔軟な立法が必要。(thinkTPPIP)

- TPP はパッケージであるなら、国内法の改正も同様に TPP とパッケージであるべき。報道を見る限り、来年通常国会の時点では TPP の発効が確実との見通しさえ立たない可能性が高い。情報立国・コンテンツ立国にとっての著作権制度の重要性を踏まえれば、条約の発効を踏まえ、国内外の議論の蓄積やビジネスの状況を十分に反映した柔軟な国内立法を目指すことが当然であり、前のめりに国内立法を済ませる理由は全くない。仮にどうしても前倒し導入が防げない場合は、附則で国内法の発効時期を TPP 発効の翌年と定める必要がある。(インターネットユーザー協会、主婦連合会)

(委員からの意見)

- 施行日をいつにするかという点は過去の例に鑑みて慎重に検討すべき。【再掲】

7. その他(協定締結を契機とした)著作物等の利用円滑化策について

(関係団体からの意見)

- 今回の TPP は権利強化でありバランスを取るためには新たに何らかの権利制限規定を設けるべき等の意見がある。しかし、内閣官房 TPP 対策本部の公表資料によれば、TPP 協定の知的財産章について、「知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている」とされており、著作権分野については TPP 協定における合意事項を法制化することにより、権利の保護と利用の推進が図られることとなっているので、TPP を理由として合意事項にない事項の法制化を望むことはかえってバランスを欠くことになる。(日本音楽著作権協会)
- TPP 協定に定められている著作権法整備に関する議論とそれ以外の様々な課題とを混同して論じることは、協定への機動的な対応を著しく困難にする。明確に区別した上で継続して議論すべき。特に、集中管理の推進による権利処理の円滑化は、TPP 協定によるコンテンツのグローバルな流通の推進が見込まれる中、一層その重要性が高まる。(日本芸能実演家団体協議会)
- TPP は著作権の強化にほかならないため、柔軟な権利制限規定の導入等でバランスを取る必要があるとの意見も仄聞する。しかし、権利が特別に強化されるとも思えないし、柔軟な権利制限規定については、ここ数年来議論されている内容を鑑みれば、TPP 協定の著作権分野 5 項目とひも付けて論じること自体が、議論の本来趣旨を逸脱すると危惧する。(日本映画製作者連盟、日本映像ソフト協会、日本動画協会)
- 保護期間の延長に伴う著作権者不明の作品の利用を円滑に進めるためには、権利制限の拡大やフェアユースのような、権利者不明の作品であるか否かにかかわらず著作権者の権利を制限するような形ではなく、権利者の権利を守りながら、利用者の立場を考慮したより簡便なシステムの構築を図るべき。(日本文藝家協会)【再掲】

- TPP に関する国内立法を行う際には、フェアユース規定の導入や、作品登録制を含む権利情報の集約と公開、孤児著作物利用制度の改善などの著作物の流通と活用を促進しつつ創作者に正当な利益の還元をはかれる「著作権の日本モデル」の導入を積極的に図るよう要望する。(thinkTPPIP)
- 我が国の社会経済の活力を維持し、豊かな文化をはぐくむため、①公正で市場で原著作物に与える影響の少ない利用に関するフェアユース規定（権利制限の一般規定）の導入、②権利者不明の孤児著作物対策として、ECL（拡大集中管理）や権利制限規定等の制度の導入、③権利者の許諾を得やすくするため、作品登録制度の導入や権利情報データベースの充実を行うべき。(インターネットユーザー協会)
- TPP に定められている内容に沿った著作権の強化のための法改正がなされる場合、ユーザー・消費者の公正な利用が制限されないことを担保するため、権利制限の一般規定の導入を強く求める。(主婦連合会)
- TPP においても「正当な目的による例外及び制限を通して、締約国が、著作権制度における均衡を継続して達成するように努める義務」がある旨うたわれている。今後の法改正に際しても、著作権保護の強化と並行して、柔軟な権利制限規定の導入を進めるなど、全体としてバランスのとれた著作権制度の構築を目指していただきたい。(日本知的財産協会)
- TPP における著作権関係 5 項目は著作権等の保護の強化に関するものであり、著作物等の種類や利用態様について比較的幅広く保護を強化するものである。保護と利用を適正にバランスさせるために、著作物等の種類や利用態様をあらかじめ限定せずに利用行為の適法性を柔軟に判断する「柔軟性のある規定」を導入することが不可欠と考える。(電子情報技術産業協会)
- TPP 協定の批准に向けて必要な制度改正を速やかに行っていただきたい。その意味では、柔軟な権利制限規定の議論については、文化審議会において進められている議論は大変重要であり、昨年来の検討の蓄積を生かして非常に有益な議論がなされていると認識している。この問題はこの問題で、これまでの議論を尊重して検討を進めていただきたい。(日本経済団体連合会)

(以上)